

派遣先所属 福島県生活環境部除染対策課
氏 名 村田 拓朗 (むらた たくろう)
派遣期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

(1) 派遣業務の内容及び現況

派遣先の除染対策課では、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の「除染」の推進を担っています。

除染とは、生活空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることです。「取り除く」とは、例えば住宅の除染においては、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により、放射性物質を生活圏から取り除きます。「土で覆う」とは、放射性物質は土やコンクリートなどで覆うことで放射線を遮ることができるので、その保管の際に土壌で覆って遮へいを行うことにより、結果として空間線量や被ばく線量を下げることができます。

福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内等の指定された地域は国が除染を行います。県は、市町村が除染を円滑に進めることができるように、除染費用に対する財政措置(除染対策事業交付金)のほか、除染を推進する体制を整備するため、「事業者等の育成」、「技術的支援の強化」、「住民理解の促進」を3つの柱として取組を進めています。



住宅除染の一例(表土の削り取り)

私の所属する除染技術担当では、除染作業で集めた土や草などの除去物を袋に入れて、一時的に保管する場所である「仮置場」の技術指針の作成をしており、私は市町村が設置した仮置場の確認調査を主に担当しています。仮置場は除去土壌等の搬入が完了した後も、定期的に外観、空

間線量率、地下水及び浸出水中の放射性セシウムの濃度等を監視する必要があり、調査ではこれらの項目を中心に仮置場の現状を確認しています。また、それぞれの市町村が抱えている課題等を聴取して、必要に応じて助言を行っています。

その他の担当業務には、除染関係事故発生時の対応があります。除染作業に伴う人身事故、物損事故、除去土壌等の飛散・流出等の事象が発生した場合、情報収集を行い、関係者間で情報共有を行うとともに、再発防止策について検討します。今年度は台風に伴う豪雨による被害や、遮へい土のう運搬中の際の交通事故があり、その原因や再発防止策について検討して、各市町村に注意喚起をしました。

今年度、除染対策課には私の他にも千葉県、滋賀県、佐賀県、福島県の川俣町から職員が派遣されています。また、3年間の任期付きで働いている職員もいます。除染については徐々に完了に向けて動き出しており、除染対策課の業務量も除染の仕組み作りをしていた頃に比べれば、減少しつつあるのかなと思います。その中でも、新たな課題に直面することもあり、これからも除染を推進して、確実に完了させることが重要であると感じています。

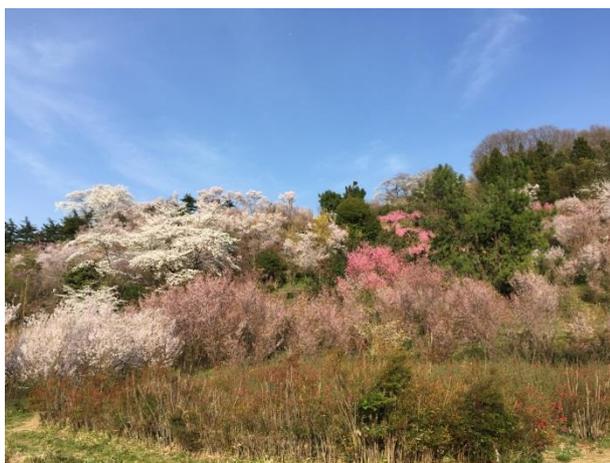


仮置場上部のガス抜き管からガス濃度の測定

(2) 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

10月に入って福島市内の私の住んでいる周辺でも住宅除染が始まりました。除染は確実に進捗していることを実感していますが、住民の方は除染の実施前後に関係無く普段どおりの生活を送っており、公園で遊ぶ子供の姿も見られます。

また、避難指示解除や、解除に向けた準備宿泊も始まってきており、徐々に住民の方が帰れる区域が増えてきています。震災前の生活を取り戻していくためにも、引き続き復興に向けた取組が必要であると思います。



花見山公園（福島市）